



埼玉県報

第242号
令和3年(2021年)
9月10日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県大規模施設等協力金(第3期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(産業労働政策課)
- 埼玉県感染防止対策協力金(第12期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(産業労働政策課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- さいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(公園スタジアム課)
- 男性警察官用冬活動服の製造請負(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 男性警察官用夏服上衣(長袖)の製造請負(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 男性警察官用短靴の製造請負(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 交番等で使用する電気(低圧電力)に関する落札者等の公示(会計課)
- 一般国道407号の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 一般国道407号の供用の開始(飯能県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 令和3年9月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第千二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県大規模施設等協力金（第3期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年7月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額
119,114,864円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第千二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県感染防止対策協力金（第12期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年7月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額
263,980,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第千二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス上尾今泉店

埼玉県上尾市大字今泉百九一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年四月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百五十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年八月二十四日

二 縦覧期間

令和三年九月十日から令和四年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月十日から令和四年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	谷山 武男	埼玉県加須市北大桑六百一番地一
同	山崎 正義	同 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	田村 喜成	同 加須市下三俣千八百八十八番地
同	奥貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
同	今井 義郎	同 羽生市大字上川俣千四百四十二番地
監事	白石 守利	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	豊田 昭彦	埼玉県草加市柿木町七百二十四番地
同	藤沼 宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	岸 親義	同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
監事	岡田 利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地

告 示

埼玉県告示第千三十一号

令和二年埼玉県告示第千二百六十九号で公示した公共測量は、令和三年三月二十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三十二号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

令和三年十二月十五日から令和四年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三十三号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

八潮市大字鶴ヶ曾根の一部、八潮市大字二丁目の一部

四 作業期間

令和三年八月二十五日から令和四年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三十四号

令和三年埼玉県告示第六百二十四号で公示した公共測量は、令和三年八月二十日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三十五号

さいたま市からさいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジオ課において縦覧に供する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

男性警察官用冬活動服の製造請負（単価契約） 1,222着

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

ジャパンユニホーム株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目8番5号興洋ビル

5 落札金額

29,545,516円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月25日

告 示

埼玉県告示第千三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用夏服上衣（長袖）の製造請負（単価契約） 3,523着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
甲株式会社 東京都千代田区外神田3丁目8番13号
- 5 落札金額
30,401,728円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年5月25日

告 示

埼玉県告示第千三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約） 8,041着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフ・エスパレル 東京都千代田区神田鍛冶町3丁目6番地7
- 5 落札金額
59,085,268円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年5月25日

告 示

埼玉県告示第千三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用短靴の製造請負（単価契約） 7,506足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
42,108,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年5月25日

告 示

埼玉県告示第千四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
交番等で使用する電気（低圧電力） 予定使用電力量 2,525,754キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額
62,412,823円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年5月18日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字森戸新田字内久保一〇 〇番一地从先から鶴ヶ島市大字高倉字 新右エ門前一一五八番二地从先まで</p>		区 間
<p>二五・〇〇〃 四五・五〇</p>	<p>十八・三〇〃 四五・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一二六〇・〇〇</p>		延長 (メートル)
<p>令和三年三月二十三日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第六号の変更</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

路 線 名	一般国道四百七号
供用開始の区間	日高市大字森戸新田字内久保一〇〇番 一地先から鶴ヶ島市大字高倉字新右エ 門前一一五八番二地先まで
供用開始の期日	令和三年九月十二日 午後二時
備 考	令和三年九月十日付け 埼玉県飯能県土整備事務 所長告示第十四号で告示 した道路予定区域の供用 開始である。 延長二二六〇・〇〇メ ートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年九月一日

指令川建セ第〇二〇二六一号

二 検査済証番号

令和三年九月七日

川建セ第〇三〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町越生東二丁目一番三、一番二十一、一番二十二、一番二十三、一番二十四、一番二十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市富士見二丁目二十一番六号
株式会社 丸勝 代表取締役 関口 勝治

告示

埼玉県選管告示第五十五号

令和三年九月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、二一七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七〇、一〇三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、五三六
南第二区 川口市	一四七、七二八
南第三区 さいたま市西区	二六、〇三六
南第四区 さいたま市北区	四一、四二一
南第五区 さいたま市大宮区	三三、六六七
南第六区 さいたま市見沼区	四五、八一〇
南第七区 さいたま市中央区	二八、五八一
南第八区 さいたま市桜区	二六、七三〇
南第九区 さいたま市浦和区	四五、六一五
南第十区 さいたま市南区	五二、五二一

南第十一区	さいたま市緑区	三五、一三六
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六六五人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、七六四人
南第十四区	桶川市	二一、二九〇人
南第十五区	北本市	一九、〇〇五人
南第十六区	鴻巣市	三三、三五四人
南第十七区	志木市	二一、一〇四人
南第十八区	新座市	四五、九二二人
南第十九区	蕨市	二〇、〇六六人
南第二十区	戸田市	三七、〇九六人
南第二十一区	朝霞市	三九、一二七人
南第二十二区	和光市	二三、〇二六人
西第一区	所沢市	九七、〇〇八人
西第二区	入間市	四一、四〇三人
西第三区	飯能市	二二、五五二人
西第四区	狭山市	四二、七九二人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇二三人
西第六区	富士見市	三一、一三三人
西第七区	川越市	九八、〇二九人
西第八区	日高市	一五、四九二人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、九三八人
西第十区	坂戸市	二七、八四〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六五五人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、一六一人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、九一四人
北第一区	秩父市	一七、三〇一人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、〇二七人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、七〇六人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、一六四人
北第五区	熊谷市	五五、〇二三人
東第一区	行田市	二二、六七九人
東第二区	羽生市	一五、一二〇人
東第三区	加須市	三一、六二四人
東第四区	久喜市	四二、九四九人

東第五区	蓮田市	一七、六六六人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三五三人
東第七区	春日部市	六六、四三三人
東第八区	越谷市	九五、七八六人
東第九区	八潮市	二五、二三六人
東第十区	三郷市	三九、〇七二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、〇二四人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九二六人